

鈴鹿市告示第71号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、令和8年度の固定資産税の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

鈴鹿市長 末松 則子

1 縦覧場所

鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市総務部資産税課

2 縦覧期間

令和8年4月1日から同月30日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで